

【個人住民税】

〔寄附金税額控除〕

次に当てはまる寄附金について税額控除が受けられます。適用を受ける場合には、確定申告又は市民税・県民税申告が必要です（ふるさと納税ワンストップ特例制度を除く。）。

① 都道府県又は市区町村（特別区）に対する寄附金

※地方税法等の一部を改正する法律の成立により、令和元年6月1日以降、ふるさと納税に係る指定制度が創設されました。具体的には、総務大臣が一定基準に適合した地方公共団体をふるさと納税の対象として指定する仕組みです。そのため、指定対象外の地方公共団体への寄附金は、特例控除の対象外となります。

② 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金

③ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

④ 所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち都道府県又は市区町村の条例で定める寄附金

【寄附金税額控除の計算】

1. 本則控除額…（寄附金額 － 2,000円）×10%（市民税6% 県民税4%）

※ 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%が限度

2. 特例控除額（都道府県又は市区町村に対する寄附金の場合）

…（当該寄附金額 － 2,000円）×次表の割合

※ 住民税所得割額の20%が限度

（1） 課税総所得金額－所得税と住民税の人的控除の差額の合計額≥0のとき

人的控除差調整額控除後の 課税総所得金額	割合	人的控除差調整額控除後の 課税総所得金額	割合
195 万円以下	84.895%	900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
195 万円超 330 万円以下	79.79%	1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
330 万円超 695 万円以下	69.58%	4,000 万円超	44.055%
695 万円超 900 万円以下	66.517%		

（2） 課税総所得金額－所得税と住民税の人的控除の差額の合計額<0、課税山林所得及び課税退職所得を有しないとき…90%

〔ふるさと納税ワンストップ特例制度〕

（１）手続き

ふるさと納税先の自治体に対して「申告特例申請書」を提出します。また、同一のふるさと納税先に複数回寄附を行っても、1団体とされますが、寄附を行うたびに申請をする必要があります。

（２）ワンストップ特例制度を利用できない場合（無効要件）

- ① 確定申告（市民税・県民税申告を含む。）を行う必要のある場合
- ② ふるさと納税先の自治体数が合計5団体を超える場合
- ③ 寄附した翌年の1月1日時点で申告特例申請書に記載した事項（住所・氏名など）に変更があり、寄附した翌年の1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」をふるさと納税先の自治体に提出していない場合

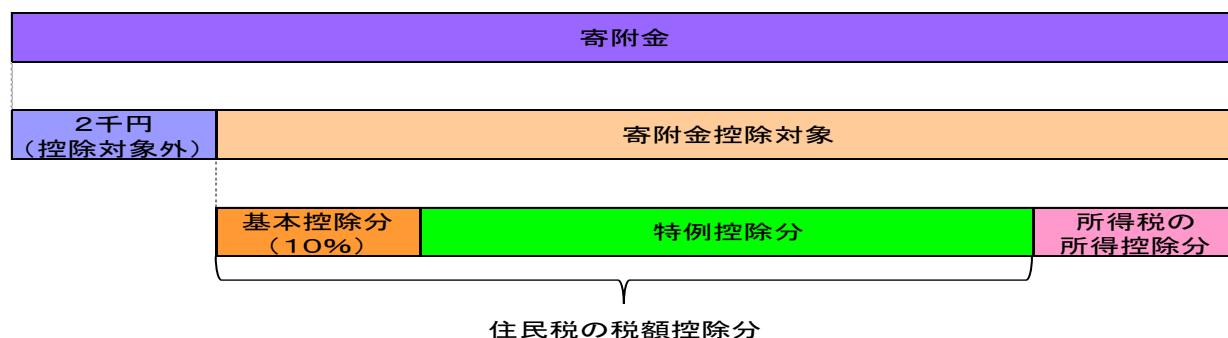
【ふるさと納税ワンストップ特例適用者の控除額計算】

都道府県や市区町村などの自治体へ寄附し、ワンストップ特例申請を行い、無効要件に該当しなかった場合の税額控除は次のとおり計算されます。

1. 本則控除額…（寄附金額 － 2,000円）×10%（市民税6% 県民税4%）
※ 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30%が限度
2. 特例控除額（都道府県又は市区町村に対する寄附金の場合）
…（当該寄附金額 － 2,000円）×前表の割合
※ 住民税所得割額の20%が限度
3. 申告特例控除額（ふるさと納税ワンストップ特例）（所得税の控除相当額）
…（2. 特例控除）×（下表の区分に応じた割合）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195 万円以下	84.895 分の 5.105
195 万円超 330 万円以下	79.79 分の 10.21
330 万円超 695 万円以下	69.58 分の 20.42
695 万円超 900 万円以下	66.517 分の 23.483
900 万円超	56.307 分の 33.693

寄附金控除のイメージ



※ワンストップ特例適用者については、所得税における控除額に代わり住民税の税額控除分に申告特例控除が加算されます。